

茅ヶ崎市防災対策強化実行計画

平成23年6月

茅ヶ崎市

目 次

第1	実行計画策定の背景及び地域防災計画との関係	1
第2	実行計画の期間	1
第3	基本方針	1
1	緊急に対応すべき課題に取り組みます	1
2	茅ヶ崎市地域防災計画の見直しに取り組みます	2
3	防災対策組織の機能強化に取り組みます	2
第4	基本的な考え方	2
第5	東日本大震災を踏まえ緊急に取り組むべき課題と対応策	2
1	1か月以内に対応を目指す具体的取組	2
2	概ね3か月以内に対応を目指す具体的取組	3
3	概ね1年以内に対応を目指す具体的取組	4
4	行政内部の応急対策に係る事務の見直し	6
5	市民・企業との連携が不可欠な取組	7
第6	防災対策組織機能の見直し	8
1	防災対策組織の強化	8
2	防災対策機能強化の取組にあたっての留意事項	8
(1)	災害対策本部の機能強化の考え方	8
(2)	災害対応能力向上訓練等の実施	9
(3)	災害時における業務継続計画（BCP）の検討	9
(4)	「自助・共助」による減災・防災活動の継続的な推進	9
3	今後の方向性	9
	参考資料	11

茅ヶ崎市防災対策強化実行計画

第1 実行計画策定の背景及び地域防災計画との関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市においても震度5弱を観測したため、速やかに全職員を招集し、災害対策本部を設置すると同時に、避難所の開設を行い、大津波警報に伴う避難者の受入れのほか、公共施設の応急危険度判定等の応急対策を実施した後、帰宅困難者の受入れを行いました。

また、本市では、被災地への支援として、緊急消防援助隊及び事務職員の派遣、義援金募金活動や救援物資の搬送を行う一方、被災地からの避難者への支援として、一時避難所の開設のほか、国家公務員宿舎の提供に伴う避難者相談窓口を開設し、様々な行政サービスの情報提供等を行ってきました。これらの取組は、多くの市民・企業のご協力をいただきながら進めてきました。

こうした応急対策や被災者支援を通じて、実務を経験することにより、課題が山積していることが判明し、これまでの全ての防災対策を再検証する必要性を認識しました。その後、3月より全職員を挙げて課題を抽出する作業を進め、約500件の課題解決のための対応策をとりまとめました。今後は、まず、これらの対応策に迅速に取り組みます。

また、本市の防災対策の根幹となる「茅ヶ崎市地域防災計画」については、これまでも東海地震や南関東地震等を想定して様々な対策を講じるとともに、繰り返し見直しを重ねてきましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、さらなる見直しを行う必要が生じています。地域防災計画の見直しにあたっては、被害想定を実施して応急対策計画等の検討を進める必要があります。一方、応急対策等に携わる職員が“想定外”を念頭に置いて活動できるように意識づけを行い、災害に強いまちづくりを進める努力が必要になっています。

したがって、茅ヶ崎市地域防災計画の見直しを早急に進めるために、防災対策組織の機能強化を早急に進め、これらの課題に取り組むこととしました。

これらの考え方や行動を今後2年間で取り組む「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」としてとりまとめ、市民・企業のご理解とご協力をいただきながら、全庁を挙げて実行していきます。

第2 実行計画の期間

この実行計画は、平成23年6月1日から平成25年5月31日までの2年間を計画期間とします。

第3 基本方針

1 緊急に対応すべき課題に取り組めます

これまでの防災対策は、東海地震や南関東地震等を想定して様々な対策を講じてきましたが、東日本大震災という未曾有の地震と津波の教訓及び本市における初動体制等の

経験を踏まえ、庁内で抽出した課題と具体的な対応策に取り組みます。

2 茅ヶ崎市地域防災計画の見直しに取り組みます

沿岸部に甚大な被害をもたらした東日本大震災の大津波を受け、平成23年3月31日に相模湾沿岸の県内13市町は、神奈川県に対して津波の規模を再検証するよう要望書を提出しました。こうした津波被害の想定をはじめとする様々な被害想定を実施して、茅ヶ崎市地域防災計画の見直しに取り組みます。

3 防災対策組織の機能強化に取り組みます

“想定外”の災害を念頭に置き、災害応急対策活動を行う上で重要な組織体制の整備に取り組みます。また、国、県、他の地方自治体とは、日ごろから十分な連携を図りますが、災害発生時は、茅ヶ崎市単独でも迅速かつ適切に防災対策が進められる体制を整備し、市民・企業とともに取り組んでいきます。

第4 基本的な考え方

市民の安全・安心を確保するための最優先課題から取り組む。

防災対策と通常業務継続を連動させ、時間軸で整理することにより、より実効性があり適切な対応を行う。

東日本大震災発生時の初動体制の振り返りを行うとともに、市民の生命を守ることができるよう、“想定外”の災害に備え、迅速に判断し、行動する組織づくりに取り組む。

第5 東日本大震災を踏まえ緊急に取り組むべき課題と対応策

1 1か月以内で対応を目指す具体的取組

緊急に取り組むべき課題の中で本計画の策定から1か月以内で対応する131項目の具体的な対応策のうち、主なものは次のとおりです。

(表1)

	課題	具体的な対応策
1	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	津波対策の一環として、マンション等の高層建築物所有者と緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所としての協定件数を拡充します。計画策定から1か月以内に20件の拡充を目指し、その後も協定先を増やす努力を継続していきます。
2	高齢者等の安否確認方法の再検証	災害発生後の高齢者や障害者等の安否確認方法について、民生委員や福祉関係の事業所職員による確認手段を再検証します。

3	発災時における職員との連絡手段の確保	災害発生後、電話がつながりにくい状態が継続し、職員との連絡が困難となることから、職員同士の連絡手段としてツイッターの活用を推進します。
4	帰宅困難者の誘導、避難所の周知	災害発生後の停電により電車が運休したときの帰宅困難者を茅ヶ崎駅周辺の避難所へ適切に誘導する方策を確立するとともに、避難所の周知方法を検討します。
5	避難所に対する応急危険度判定の迅速な対応	応急危険度判定活動マニュアル等の見直しを行います。
6	保育施設における保護者及び施設との相互連絡体制の確保	災害発生後の保護者との連絡手段を早急に検討します。
7	学校における防災計画の見直し、及び災害時における保護者との連絡体制の確保	大津波が予想される際の学校の防災計画を見直します。併せて、保護者との緊急時の連絡手段を検討します。
8	海水浴場開設時間中における緊急避難誘導体制の整備	海水浴場開設時間中に大規模災害が発生した場合の来場者等の安全対策として、本市の地理的状況を踏まえた緊急時の避難誘導計画を作成し避難誘導体制を整備します。

2 概ね3か月以内で対応を目指す具体的取組

緊急に取り組むべき課題の中で本計画の策定から概ね3か月以内で対応する40項目の具体的な対応策のうち、主なものは次のとおりです。

(表2)

	課題	具体的な対応策
1	被災地への支援体制の充実	3月11日から緊急消防援助隊を被災地へ派遣しています。今後の継続的な派遣に対応できるよう、装備品の補充等を行います。
2	難聴地域における防災行政用無線屋外拡声子局の整備	若松町地域の防災行政用無線屋外拡声子局の移設を行うとともに、難聴地域の調査を行います。
3	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	帰宅困難者のための避難場所のさらなる確保を行うとともに、水や食料、毛布等の備蓄品を充実します。
4	避難所・公共施設における非常用資機材の再検証	東日本大震災により使用した非常用資機材を再検証し、防災伝言シート等の備蓄品を充実します。

5	災害時の消防体制の充実	災害時に119番専用電話が殺到した場合に備え、火災の覚知方法として高所見張り員を配置するとともに、電話が不通になったときの緊急連絡手段として衛星電話を配備します。
6	市内の大型店との物資に関する協定の再検証	必需物資（応急必需物資を含む）に関する協定について、被災状況に応じた実効性のある内容を検討して、協定先と合意します。
7	職員参集システムの活用範囲の拡大	職員参集システム()の中に、災害時に職員がいる場所からの交通機関及び勤務経路を伝達するような運用改善を行います。 職員参集システム：災害時等において、災害対策本部等の体制を迅速に構築するため、メール配信機能を活用し、職員の安否確認や参集人数を的確に把握するシステム（平成21年11月1日から運用開始）
8	災害時におけるし尿・汚物、生ゴミ等の収集体制の確立	災害時の収集体制について、生活環境への影響に配慮し、必要最小限の収集に絞り込むとともに、変更内容を速やかに公表し周知ができる体制を整備します。また、市内又は近隣市で収集車を保有している民間の事業者や委託先の組合等に要請して車の確保を図ります。
9	市立病院における薬品・医療品の充実	入院患者の薬品・医療品の必要量を確保するとともに、災害時の院外薬局の供給停止を想定した慢性疾患の患者への投薬の在庫の確保について検討を進めます。

3 概ね1年以内で対応を目指す具体的取組

緊急に取り組むべき課題の中で本計画の策定から概ね1年以内で対応する182項目の具体的な対応策のうち、主なものは次のとおりです。

(表3)

	課題	具体的な対応策
1	津波監視体制の充実	津波の監視体制を強化するため、監視カメラ等を海水浴場等を撮影するように設置し、平常時には、監視カメラで撮影する茅ヶ崎海岸の映像を観光情報として公式ホームページで配信します。 また、河川に接続する下水道雨水幹線の水門を遠隔制御により開閉できるようにシステム構築を行います。
2	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	災害発生後の停電に備え、市役所の必要最小限の非常用電源を確保し、非常用発電設備の増設、及び小出支所、地域医療センター、小規模ポンプ場等の非常用電源の確保に努めます。
3	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	職員が滞り、災害に関する情報収集ができるよう、市役所及び避難所にラジオやテレビ等の情報機器を備えるとともに、庁内放送等を活用して職員に対する速やかな情報伝達手段を確保します。
4	燃料の確保	災害発生後に燃料の確保が著しく困難になることから、緊急車両、ごみ収集車、自家発電設備、発電機等に使用する燃料の確保、備蓄方法や備蓄量を精査します。

5	現場に出た職員との連絡手段の確保	災害発生後は、携帯電話がつながりにくくなることから、現場に出た職員との連絡手段として、M C A無線機等の確保を進めます。
6	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	停電時に来庁する市民が窓口等での書類作成に支障が生じないよう、必要とする窓口等を把握し、ランタン等の照明器具の適切な配備を行います。また、歯科検診等の十分な照明を要する業務に必要な懐中電灯等の配備も併せて行います。
7	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	保育園、子育て支援センター、保健センター等の乳幼児が集まる施設等において、暑さ対策として充電式の扇風機の設置を、寒さ対策として電源が不要の暖房器具の設置を進めます。
8	職員用の備品及び備蓄品の配備	災害に対応する職員に必要な防寒服、ハンドマイクのほか、現場作業に必要な備品等の配備を進めます。
9	災害時に対応する情報システムの構築及び庁内ネットワーク（LAN）等の敷設	業務ごとの既存のシステムが災害時に対応できるような改修や、市内の被害箇所を集計するシステムの構築の検討を進めます。また、職員の活動拠点となるコミュニティホールにLANのほか既存システムのネットワークの敷設を検討します。
10	職員の移動手段の確保	仮設トイレなどの物品運搬等にトラックの配備を、現場調査用の四輪駆動軽自動車の配備を検討します。また、燃料不足が想定されることから、職員の連絡用自転車の確保に努めます。
11	公共施設等の整備・改修	東日本大震災により、損傷した施設又は改良が必要な施設の改修を進めます。
12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	エリアメールを使用して広域避難場所の開設と受け入れ状況を含めた情報発信機能の構築を進めます。さらに、インターネット、携帯電話等が使用できない場合を想定した情報提供についても検討します。
13	避難所における福祉的対応機能の充実	避難所には、避難者数に応じた人員を配置しますが、避難者の中に持病を抱えた方や高齢で介護が必要な方、障害者などの要援護者が含まれることが想定されることから、避難所で要援護者のニーズを把握し、福祉的な対応ができるような機能について検討を進めます。
14	応急危険度判定士の適正な人員の確保	避難所となる公共施設及び小・中学校の判定を迅速に行うため、応急危険度判定士の適正な人員の確保を検討します。
15	被災宅地危険度判定士の増員	大規模災害により被災した宅地が余震による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をする被災宅地危険度判定士の増員を進めます。
16	道路、橋りょう、がけ地等の被害状況を示す基準の策定	津波警報又は津波注意報が発令されている中で、特に、海岸付近に存在する主要幹線道路、橋りょう、公園施設、市営住宅等の被害状況の現地調査に向かう初動時点及び被害状況を確認するための基準を明文化し、被害状況調査用のチェックシートやマニュアルを作成するなど、庁内で共有化できるように仕組みづくりを進めます。

17	本庁舎に来庁する市民や勤務する職員の安全を確保	本庁舎の耐震性能が著しく低いことから、本庁舎3階以上の各部課等を本庁舎外に移転し、来庁する市民や勤務する職員の安全確保を図ります。
----	-------------------------	---

4 行政内部の応急対策に係る事務の見直し

行政内部で作成した災害応急対策活動マニュアル等の各種応急対策に係る事項について、151項目の課題を抽出し、全庁を挙げて見直しを行います。

(表4)

	課題	見直しの具体的な内容
1	人員配置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援職員を含めた職員の管理・派遣に関する機能の一元化 ・ 状況の変化、災害の規模に応じた適正な人員配置
2	執務空間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の機能に応じた空間配置の検討 ・ 非常時に対応可能な各部局の執務空間の見直し
3	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ M C A無線、職員参集システム等の様々な情報端末を使った情報共有体制の構築 ・ 情報収集、発信体制の一元化
4	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の利用可否等に関する案内の徹底 ・ 地域住民、各関係機関等との連絡体制及び連絡方法の見直し ・ 市民への新たな災害情報提供手段の構築
5	資源・物品の使用方法的確認、管理等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ M C A無線等の非常時用機器の使用方法的徹底 ・ 災害時における車両、物品、支援用品等の管理体制の構築
6	初動体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生直後の避難行動及び誘導の徹底 ・ 住家の被害認定体制の再検討及び強化 ・ 生活再建支援に必要な災害証明発行業務体制の構築 ・ 指揮系統等の災害対策本部及び事務局の役割の再検討 ・ 広域的な災害対応体制の構築
7	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者、帰宅困難者等の受け入れ場所及び空間の検討 ・ 学校以外を避難所とする際の運営体制の構築 ・ 避難所への指示、報告先の一元化 ・ 中長期対応を見据えた拠点配備職員、学校、地域が連携した避難所運営体制の構築
8	平常業務と災害対応業務のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生、計画停電時の業務や施設利用に関する基準の検討 ・ 非常時における業務の優先順位の検討

9	職員の災害対応能力の向上	・災害対応能力向上のための実践的な訓練等の導入の検討
---	--------------	----------------------------

5 市民・企業との連携が不可欠な取組

本市は、1から4に掲げる課題を解決するための具体的な対応策に取り組んでいきますが、それらの課題の中には、行政だけでは解決しきれないものがあります。次に掲げる課題には、市民・企業からのご協力をいただきながら取組を進めていきます。

(表5)

	課題	具体的な対応策
1	地域住民及び団体、学校など「自助・共助」による防災活動の促進	東日本大震災を踏まえた防災まちづくりシンポジウムの開催、地域で進める防災都市づくりワークショップのリーフレット作成、新たな地区での防災まちづくりワークショップ、全庁的な震災復興イメージトレーニングを進め、地域における「自助・共助」の防災活動の支援を進め、地域住民や団体の防災意識の高揚を図ります。
2	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保 (再掲)	津波対策の一環として、マンション等の高層建築物所有者と緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所としての協定件数を拡充します。計画策定から1か月以内に20件の拡充を目指し、その後も協定先を増やす努力を継続していきます。
3	高齢者等の安否確認方法の再検証 (再掲)	高齢者等の安否確認方法の再検証災害発生後の高齢者や障害者等の安否確認方法について、民生委員や福祉関係の事業所職員による確認手段を再検証します。
4	保育施設における保護者及び施設との相互連絡体制の確保 (再掲)	災害発生後の保護者との連絡手段を早急に検討します。
5	学校における防災計画の見直し、及び災害時における保護者との連絡体制の確保 (再掲)	大津波が予想される際の学校の防災計画を見直します。併せて、保護者との緊急時の連絡手段を検討します。
6	市内の大型店との物資に関する協定の再検証 (再掲)	必需物資(応急必需物資を含む)に関する協定について、被災状況に応じた実効性のある内容を検討して、協定先と合意します。

7	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保 (再掲)	職員が随時、災害に関する情報収集ができるよう、市役所及び避難所にラジオやテレビ等の情報機器を備えるとともに、庁内放送等を活用した職員に対する速やかな情報伝達手段を検討します。
8	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討 (再掲)	エリアメールを使用して広域避難場所の開設と受け入れ状況を含めた情報発信を検討します。さらに、インターネット、携帯電話等が使用できない場合を想定した情報提供についても検討を進めます。
9	外部との情報伝達・連絡体制の見直し (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の利用可否等に関する案内の徹底 ・地域住民、各関係機関等との連絡体制及び方法の見直し ・市民への新たな災害情報提供手段の構築
10	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関すること (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者、帰宅困難者等の受け入れ場所及び空間の検討 ・避難所への指示、報告先の一元化 ・中長期対応を見据えた拠点配備職員、学校、地域が連携した避難所運営体制の構築

第6 防災対策組織機能の見直し

1 防災対策組織の強化

東日本大震災を踏まえ、これまでの“想定内”の防災対策の考え方から“想定外”を念頭に置いた防災対策機能強化の取組を進めます。その取組を進める組織の強化策として、「防災担当参与」を登用するとともに、市民安全部防災対策課に防災企画担当課長を配置します。防災担当参与は、災害等の危機管理・対応に関する専門的・技術的な助言を行う役割を担います。また、防災企画担当課長は、災害対策本部の機能強化に係る企画立案と庁内調整、業務継続計画及び災害応急対策活動マニュアルの見直しと庁内調整等を担います。

この新しい体制のもと、本実行計画に基づく施策を強力に推進するとともに、防災対策機能強化に取り組みます。

2 防災対策機能強化の取組にあたっての留意事項

“想定外”の災害を念頭に置いて、地域防災計画の見直しの中で災害対策本部の体制を再検証し、発災から復興期までの円滑な業務遂行が可能となる体制の構築を目指します。併せて、職員や地域住民等の災害対応能力の向上を目的とした取組について検討を進めます。

(1) 災害対策本部の機能強化の考え方

今回の東日本大震災を踏まえ、初動体制、人員配置、連絡体制等の災害対応に課題が生じており、今後、起こりうる大規模災害等を見据え、災害対策本部の機能強化について検討を進めます。

具体的には、応急対策活動の調整及び統括等を行う災害対策本部事務局の機能強化や応急対策活動の各役割を明確にし、迅速かつ柔軟に災害対応できる体制づくりを目指します。

(2) 災害対応能力向上訓練等の実施

職員の対応能力のさらなる向上を図るため、これまでの災害対応訓練を進めるとともに、新たな視点や工夫を取り入れた訓練や研修を実施していきます。

(3) 災害時における業務継続計画（BCP）の検討

災害発生後は、平常業務に加え、急激な災害対応業務の増加が想定されます。平常業務と災害対応業務とのバランスに配慮し、発災後も取り組むべき平常業務の選択や業務目標期間を設定し、行政機能の低下を防ぐ「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」について、さらに検討を進めます。

(4) 「自助・共助」による減災・防災活動の継続的な推進

発災後は、「自助（個人）・共助（地域）」による災害対応が被害軽減に大きくつながります。これまで進めてきた「自助・共助」に焦点を当て、地域住民と一緒に培ってきた防災施策（防災訓練や都市防災業務等）を継続的に推進していきます。

3 今後の方向性

新しい防災対策組織を中心に本実行計画に基づく施策を推進していく中で、新たに実行すべき課題が発生した場合、実行計画の施策に取り入れる方向で検討していきます。

參考資料

東日本大震災を踏まえた防災対策に係る課題と対応策

1 1か月以内で対応を目指す具体的な取組（131件）

	課題	件数		課題	件数
1	津波からの緊急一時避難場所と消防隊等による津波監視場所の確保	4件	5	避難所に対する応急危険度判定の迅速な対応	3件
2	高齢者等の安否確認方法の再検証	1件	6	保育施設における保護者及び施設との相互連絡体制の確保	1件
3	発災時における職員との連絡手段の確保	3件	7	学校における防災計画の見直し、及び災害時における保護者との連絡体制の確保	2件
4	帰宅困難者の誘導、避難所の周知	1件	8	海水浴場開設時間中における緊急避難誘導体制の整備	2件

その他	114件
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後の職員の初動体制や来庁者の避難誘導 ・防災行政用無線等の複数の媒体を使用した情報伝達方法の検討 ・避難所の具体的な運営方法やルールの再検証 ・災害発生後の公共施設等の利用可否の周知の徹底 など 	

2 概ね3か月以内で対応を目指す具体的取組（40件）

	課題	件数		課題	件数
1	被災地への支援体制の充実	2件	6	市内の大型店との物資に関する協定の再検証	1件
2	難聴地域における防災行政用無線屋外拡声子局の整備	2件	7	職員参集システムの活用範囲の拡大	5件
3	茅ヶ崎駅周辺の避難場所と備蓄品の充実	5件	8	災害時におけるし尿・汚物・生ゴミ等の収集体制の確立	5件
4	避難所・公共施設における非常用資機材の再検証	3件	9	市立病院における薬品・医療品の充実	1件
5	災害時の消防体制の充実	2件			

その他	14件
<ul style="list-style-type: none"> ・津波を想定した備蓄物資の保管場所の再検討 ・災害時、複数の連絡手段の確保のため、公衆電話の継続的な設置 ・地域の力を活かした災害時要援護者対策 など 	

3 概ね1年以内で対応を目指す具体的取組（182件）

	課題	件数		課題	件数
1	津波監視体制の充実	3件	10	職員の移動手段の確保	4件
2	優先度の高い公共施設及び設備の外部電源の確保	16件	11	公共施設等の整備・改修	3件
3	市役所及び避難所における情報収集・情報伝達手段の確保	21件	12	ツイッターのほかに新たな情報伝達手段の検討	4件
4	燃料の確保	6件	13	避難所における福祉的対応機能の充実	1件
5	現場に出た職員との連絡手段の確保	26件	14	応急危険度判定士の適正な人員の確保	1件
6	停電時の窓口業務等に係る照明器具等の配備	17件	15	被災宅地危険度判定士の増員	1件
7	停電・節電時の乳幼児等の暑さ・寒さ対策	7件	16	道路、橋りょう、がけ地等の被害状況を示す基準の策定	2件
8	職員用の備品及び備蓄品の配備	15件	17	本庁舎に来庁する市民や勤務する職員の安全を確保	1件
9	災害時に対応する情報システムの構築及び庁内ネットワーク（LAN）等の敷設	7件			
その他					47件
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と連携した避難所運営方法の再検証 ・広域連携による災害対応方法の構築 ・災害廃棄物の具体的処理方法等の検討 ・行政情報のバックアップ体制の見直し など 					

行政内部の応急対策に係る事務の見直し（ 1 5 1 件）

	課題	件数
1	人員配置の見直し	6件
2	執務空間の見直し	6件
3	職員間の情報伝達・連絡体制の見直し	14件
4	外部との情報伝達・連絡体制の見直し	25件
5	資源・物品の使用方法の確認、管理等の見直し	35件

	課題	件数
6	初動体制の見直し	20件
7	避難所運営の見直し・拠点配備職員に関する事	9件
8	非常時における平常業務継続に関する事	13件
9	職員の災害対応能力の向上	1件
10	その他	22件

* 「東日本大震災を踏まえた防災対策に係る課題と対応策」及び「行政内部の応急対策に係る事務の見直し」の課題全体（ 5 0 4 件）の資料を市政情報コーナーと市ホームページで公開しています。

茅ヶ崎市防災対策強化実行計画

平成23年6月1日～平成25年5月31日

平成23年(2011年)6月発行

第1刷 600部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 市民安全部防災対策課、企画部企画経営課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

